

仕様書

1 件名

受動喫煙防止対策巡回等業務委託

2 履行期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 履行場所

港区みなと保健所健康推進課（港区三田一丁目4番10号）及び巡回場所として区担当者が指定する場所

4 目的

本業務は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）及び東京都受動喫煙防止条例（平成30年7月4日条例第75号。以下「都条例」という。）に基づく受動喫煙対策並びに港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例（平成9年港区条例第42号。以下「区条例」という。）に定めるみなとたばこルールを推進するため、区民又は事業者の相談や届出の応需、標識等の交付及び区内飲食店に対する店頭標識掲示義務の遵守状況確認業務等を委託し、区民や事業者が法定の義務を遵守するとともにみなとたばこルールと相まって総合的に受動喫煙対策を推進し、もって区民、在学・在勤、一時滞在者等の区内のすべての人の健康の保持増進を図ることを目的とする。

5 業務実施日及び実施時間

- (1) 業務実施日は、履行期間の範囲内で区担当者が示す日とする。ただし、原則として、港区の休日を定める条例（平成元年港区条例第1号）第1条に定める区の休日を除く。
- (2) 実施時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。巡回業務においては、区担当者の指示により午後10時00分までの対応とする場合がある。
- (3) 夏季の熱中症や風水害対策として、区担当者との協議し業務実施日又は実施時間を変更する場合がある。

6 業務内容

受注者は、次の業務を実施すること。発注者は、業務の処理に当たり、別紙

3に掲げる事務用機器を受注者に貸与する。受注者は、貸与物品については善良な管理者の注意義務を以ってこれを取り扱い、受注者の責により汚損又はき損した場合には損害賠償の責に任ずる。

(1) 相談窓口対応業務

受注者は、区がみなと保健所内に用意する業務実施場所において電話又は窓口に来所しての区民等の相談に応じること。

- ア 法、都条例及び区条例（以下「健康増進法等」という。）に係る一般的な内容（対象、規制内容、罰則等）に関する質問、意見、要望、苦情等を傾聴し、内容を速やかに電子情報として記録する。電子的な記録は、区担当者が指示する方法、場所で行うこと。
- イ 窓口又は郵送により提出された喫煙可能室設置施設の届出書・変更届出書・廃止届出書及び添付書類一式（以下「届出書等」という。）について、記載内容や要件等を確認し、受付を行う。受付した届出書等は収受印を押印し、届出者に交付する。記載内容の確認に必要な事項や具体的な受付の流れは別途発注者が用意するマニュアル等を参照すること。
- ウ 窓口に標識の汚損等に伴う標識交付の依頼が場合に、発注者が用意した標識を交付する。標識は、別紙1のとおり。
- エ 受注者は、窓口対応と電話対応が同時に発生した場合や、従事者の休憩、休暇、急な体調不良等でも業務を継続できる体制を確保すること。
- オ 相談内容が、飲食店などの施設の違法行為等に関するものである場合には、当該施設の連絡先をWebサイト等により確認し、連絡の上、当該施設の責任者に事実確認を行うこと。また、法令違反等が確認された場合には、健康増進法等の規定について丁寧に説明し、理解を得ること。対応の状況についても電子情報として記録すること。
- カ 相談内容が著しく専門的な知識を要する又は複雑なものであっても、一義的には受注者が責任を以て対応すること。ただし、恫喝を伴うなど困難な事例については、区担当者に報告し、その指示によること。
- キ 相談内容が受動喫煙防止対策に関連するものではない場合、聴取した内容を記録した上、対応方針案を作成した上で区担当者に報告すること。
- ク 相談窓口に、相談窓口対応業務に係る現場を管理し業務の責任を負う業務担当者を置くこと。

(2) 巡回業務

- ア 受注者は、発注者が指定する事業所、飲食店等を巡回（年間約10,000件）し、店頭に掲示された標識と実態の整合を確認すること。実態が法に定める要件を満たしていない場合、法等の一般的な普及啓発を行い適正な標識に改める指導を行うほか、必要に応じて対応する標識を配付する。

- イ 巡回は班体制で行い、1班の人員は複数人とする。
- ウ 巡回者の中に巡回業務に係る現場を管理し、班を統括し、業務の責任を負う業務担当者を置くこと。
- エ 巡回業務を実施する人員は、相談窓口対応業務と兼ねて配置することができるが、同時に両業務を実施できる体制を確保すること。
- オ その他、巡回業務に関する詳細は、別紙巡回業務実施基準による。個別対応が必要な事例は、その都度区担当者と協議して定める。
- カ 巡回業務の実施に当たっては発注者が発行する身分証明書（別紙2）を携行し、関係者の求めに応じて提示すること。

(3) 受動喫煙政策形成支援業務

受注者は、業務の履行を通じて得た知識、経験、技術、ノウハウの全てを活用し、区担当者が行う受動喫煙対策に係る政策形成を支援するため、次の業務を行う。

ア 統計基礎資料の作成

法に定める指導等及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第106号）に定める事務の処理件数を区担当者の定める間隔ごとにとりまとめ、報告する。

イ 港区受動喫煙防止対策推進委員会運営支援

港区受動喫煙防止対策推進委員会設置要綱（平成30年6月1日付け港み健第1151号）に定める会議の運営支援として次の業務を行う。

(ア) 会議資料データの作成

(イ) 資料の印刷

(ウ) 当日会議の出席

(エ) 議事要旨の作成

ウ 庁内関係課との連携業務

受注者は、健康増進法等に基づき区がみなとタバコルールを含むタバコ対策を推進するため、庁内関係課と積極的に情報交換を行う。ただし、業務の実施は区担当者と事前に協議し、区担当者の指示によること。

エ 順法意識の低い事業所等への対応

繰り返し啓発しても法違反が解消されない事業所等に対して区が行う法に基づく行政処分に当たり、受注者として知見や代案を提示するなど区担当者を支援すること。

7 契約方法及び支払方法

(1) 契約方法

総価契約とし、業務の履行に要する全ての金額は本契約金額に含む。

(2) 支払方法

各月の業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき毎月払いとする。

8 受注者の責務等

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況及び契約内容の遵守状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (10) 受注者は、個人情報について、別紙「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (11) 受注者は、業務上収集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。
- (12) 受注者は、プライバシーマーク使用認定を受けている、又は業務実施時期までに認定を受ける予定である、若しくはISMSを取得していること。
- (13) 受注者は、現場責任者又は従事者に中国語が対応できる人員を配置すること。あるいは、翻訳機等を用いた中国語対応をすること。
- (14) 従事者は新型コロナウイルス等感染症予防のため、業務に当たる際にはマスクの着用と手指の消毒をすること。

9 環境により良い自動車の利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン(平成29年3月16日改正28環改車第790号)」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

10 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

11 連絡先

港区みなと保健所健康推進課受動喫煙防止対策担当 小島

電話 03-6400-0083 FAX 03-3455-4460